

議案第42号

二宮町ウッドチップセンター設置条例を別紙のように制定する。

平成27年9月4日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

平塚市及び大磯町とのごみ処理広域化において、1市2町内の剪定枝の資源化促進や安全かつ安定的処理を目的とした施設の稼働に伴い、施設の設置条例を制定するために提案する。

二宮町ウッドチップセンター設置条例

(設置)

第1条 剪定枝を安全かつ安定的に処理する施設として、剪定枝資源化施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 剪定枝資源化施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
二宮町ウッドチップセンター	二宮町緑が丘一丁目12番地の2

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。